

令和8年第7回奥州市農業委員会総会

議 事 録

(令和8年7月24日)

奥州市農業委員会

令和 8 年第 7 回奥州市農業委員会総会議事録

令和 8 年 7 月 24 日 (金)

午前 9 時 30 分

奥州市役所 講堂

第 1 会期の決定

第 2 議事録署名委員の指名

第 3 諸般の報告

第 4 議事

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 4 号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

議案第 5 号 地域農業経営基盤強化促進計画に係る地図の素案の決定について

議案第 6 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

出席委員（21名）、欠席委員（3名）

1 鈴木 洋一	2 八重樫 章	3 浅野 輝夫
4 松戸 正雄	5 千葉 英宏	6 鈴木 喜一
7 福田 貴徳	8 千葉 房志	9 佐々木 生子（欠席）
10 阿部 成明	11 菅原 利宏	12 小原 松光
13 植松 郁男	14 千葉 孝治	15 高橋 浩幸
16 紺野 弘行	17 菊地 隆文	18 三浦 正幸（欠席）
19 高橋 義典（欠席）	20 小澤 靖	21 岩渕 壽子
22 家子 洋子	23 星 洋子	24 伊藤 周治

事務局職員

事務局長	千田 淳
事務局長補佐	佐々木 治彦
総務係	係長 佐藤 康平
	主事 阿部 美優
農地係	係長 佐藤 茂樹
	主任 照井 早織
	主事 佐々木 翔琉

議長 ただいまより、令和8年第7回奥州市農業委員会総会を開会いたします。
欠席の届出委員は、9番、佐々木生子委員、18番、三浦正幸委員です。
出席委員は定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

なお、農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定に基づき、今野俊宏推進委員、小野寺和也推進委員、安倍秀一推進委員に出席を求めています。

議長 委員が発言しようとするときは、議長の許可を得てご起立の上発言するようにお願いします。

議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定されました。

議長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、奥州市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、当職より指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、7番、福田貴徳委員、8番、千葉房志委員の2人を指名いたします。

議長 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長 それでは 主要会務を報告し、諸般の報告といたします。1ページをご覧ください。期間は令和8年6月16日から7月16日までとなっております。

6月16日、令和9年農業委員会等改選に関する2回目の検討会を開催してございます。

6月24日、岩手ふるさと農協の総代会が開催され、伊藤会長が出席してございます。

6月25日、令和8年度第1回奥州市農業委員会広報編集委員会を開催し、広報第41号の内容と発行までのスケジュールについて協議いたしました。

同日、令和8年第6回奥州市農業委員会総会を開催し、農地法第3条の3の規定による届出について ほか6件について審議いただきました。

同日、令和８年第５回農政専門委員会、第３回農業振興専門委員会を、農業者年金加入推進部長会議を開催し、それぞれ課題等について協議してございます。

同日、全国市議会議長会会長表彰受賞祝賀会が開催され、伊藤会長が出席してございます。受賞者は、菅原由和議員と加藤清議員でございました。

６月３０日、令和８年度一般社団法人岩手県農業会議定時社員総会及び理事会が盛岡市で開催され、伊藤会長が出席しております。

なお、理事会にて、伊藤会長が、岩手県農業会議の副会長に選定されましたことご報告いたします。

７月１日、７月１日付で、第３回運営委員会を書面にて開催する旨通知し、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の内容について７月１０日を期限として意見を求めましたが、特に意見はございませんでした。

同じく、７月１日付で、第６回農政専門委員会を書面にて開催する旨通知し、奥州市認定農業者協議会との意見交換会のテーマについて７月１０日を期限として意見を求めましたが、お示しした事務局案に対し、特に意見はございませんでした。

７月３日、農業委員・農地利用最適化推進委員全体会議を開催し、最適化活動の目標設定、今年度の農地パトロールなどについて協議いただきました。

７月７日付で、第４回運営委員会を書面にて開催する旨通知し、小山地区の農地利用最適化推進員のご逝去に伴う補充について、７月２１日を期限として、意見を求めましたが、お示しした事務局案に対し、特に意見はございませんでした。

７月１５日、常設審議委員会が盛岡市で開催され、伊藤会長が出席しております。

以上ご報告申し上げます。

議 長 以上、諸般の報告が終わりましたので、質問に入ります。

質問がありましたらご発言願います。

（「なし」の声あり）

議 長 質問なしと認め、諸般の報告を終わります。

議 長 日程第４、議事に入ります。

報告第１号、農地法第３条の３の規定による届出についてを議題といたします。

事務局をして、報告の説明をいたさせます。

（「議長」の声あり）佐藤農地係長。

農地係長 議案書 2 ページをご覧ください。

今月の報告件数は、相続による所有権の取得 31 件となります。

委員会へのあっせん希望は番号 2、番号 16 の 2 件です。

番号 2 について水沢東地区担当の委員に、番号 16 について梁川地区担当の委員に情報提供をさせていただく予定です。農業公社の農地コーディネーターにも情報提供予定です。

市外の方への相続となるのが、番号 2、番号 13、番号 14、番号 16、番号 31 の 5 件です。

以上、ご報告します。

議長 報告第 1 号について報告説明が終わりましたが、本報告につきましては、議席番号 13 番、植松郁男委員が番号 27 に関連がありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、番号 27 を除き質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、報告第 1 号については、番号 27 を除き、終結いたします。

議長 次に、番号 27 に係る質問に入ります。当案件については、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、13 番委員の退席をお願いします。

(9 時 46 分退席)

議長 番号 27 について質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、報告第 1 号の番号 27 については終結いたします。

13 番委員の退席を解除します。

(9 時 47 分着席)

議長 報告第 2 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知についてを議題といたします。

事務局をして報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐々木主事。

主事 議案書 9 ページをご覧ください。

今月の報告件数は、9 件です。解約の理由は、貸し換えのための解約 3 件、労力不足による解約 2 件、農地中間管理機構に係る解約 2 件等となっております。

また、関連議案についてですが、事前にお配りしておりました議案関連表のとおりです。

以上、ご報告します。

議長 報告第2号について、報告説明が終わりましたが、本報告につきましては、議席番号21番、岩渕壽子委員が番号3から番号6までに関連がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、番号3から番号6までを除き質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、報告第2号については、番号3から番号6までを除き、終結いたします。

議長 次に、番号3から番号6までに係る質問に入ります。当案件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、21番委員の退席をお願いします。

(9時49分退席)

議長 番号3から番号6までについて、質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、報告第2号の番号3から番号6までについては終結いたします。

21番委員の退席を解除します。

(9時50分着席)

議長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐々木主事。

主事 議案書11ページをご覧ください。

今月の案件は、所有権の移転25件、賃貸借権の設定が1件、使用貸借権の設定が2件の計28件です。

番号1は、労力不足のため、金額220万円で売買するものです。

番号2は、農業廃止のため、金額1万円で売買するものです。

番号3は、相続財産清算業務のため、総額11万5000円で売買するものです。

番号4は、新規就農のため、金額17万円で売買するものです。管理機を所有しており、自家用野菜を作付け予定です。

番号5は、隣接地取得のため、金額20万円で売買するものです。トラクター、草刈り機を所有しており、自家用野菜を作付け予定です。

番号6は、親から子へ生前贈与するものです。

番号7は、高齢化のため、贈与するものです。

番号8は、労力不足のため、総額5万円で売買するものです。

番号9から番号17までは、所有者が死亡し、相続人も不存在である農地を、所有者不明土地管理人として選任された弁護士が、裁判所の許可を受け売買しようとするものです。譲受人が複数いることから、詳細については1件ごとに説明していきます。

番号9は、新規就農のため、金額3万2900円で売買するものです。田植え機、トラクター、コンバインを所有しており、水稻を作付け予定です。

番号10は、新規就農のため、総額8万4714円で売買するものです。田植え機、トラクターを所有しており、水稻を作付け予定です。

番号11は、隣接地取得のため、総額12万2609円で売買するものです。

番号12は、規模拡大のため、金額5万6256円で売買するものです。

番号13は、規模拡大のため、総額10万6559円で売買するものです。

番号14は、規模拡大のため、総額11万4362円で売買するものです。

番号15は、規模拡大のため、総額9万3372円で売買するものです。

番号16は、規模拡大のため、金額4万3756円で売買するものです。

番号17は、規模拡大のため、総額14万7452円で売買するものです。

番号18は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は、年額2万3583円です。

番号19は、規模拡大のため、金額20万7500円で売買するものです。

番号20は、規模拡大のため、金額10万円で売買するものです。

番号21は、負債整理のため、総額6万円で売買するものです。

番号22は、規模拡大のため、金額9万2700円で売買するものです。

番号23は、労力不足のため、贈与するものです。

番号24は、規模拡大のため、贈与を受けるものです。

番号25は、規模拡大のため、贈与を受けるものです。

番号26は、労力不足のため、贈与するものです。

番号27は、新規就農のため、使用貸借権を設定するものです。耕運機を所有しているほか、管理機、草刈り機を導入予定で、ピーマンを作付け予定です。

以上、28件について、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術及び通作距離などについて問題がなく、許可の要件をすべて満たしていることを事前に確認しております。ご審議よろしく申し上げます。

議長 議案第1号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

（「議長」の声あり）20番、小澤委員。

20番委員 20番、小澤です。番号1の案件ですが、価格の聞き間違いかもしれませんので、もう一度確認したいです。

議長 佐々木主事。

主事 番号1につきましては、金額220万円で売買するものです。面積も大きくないものですが、比較的高い金額になっています。譲受人、譲渡人の双方から確認をとったうえで受け付けをしているものですので、このような金額となっています。

20番委員 分かりました。

議長 他にありませんか。

（「議長」の声あり）22番、家子委員。

22番委員 22番、家子です。3点ほど確認させてください。

まず1点目は、番号9から17について、所有者不明土地管理業務とありますが、どのくらい経過したら、このような扱いとなるのかを教えていただきたいです。

2点目ですが、お金はどこに入るのでしょうか。単純な質問です。

あとは3点目ですが、かなり使っていなかった田だと思いますが、新規就農の方であると、農業に従事することは大変ではないかと。心配でしたので、以上3点の質問となります。

議長 （「議長」の声あり）佐々木主事。

主事 22番委員の質問にお答えいたします。

まず、1つ目の質問についてですが、所有者が亡くなり何年経過からということではありません。経過した期間ではなく、裁判所によって探索がかけられ、相続人が不存在であることが確認できたら、選定される流れとなります。

続いて、2点目です。法務局に供託金として入るものになります。

3点目です。農地の状況を航空写真で確認したところ、荒れているようには見受けられませんでした。また、譲受人も状態を確認したうえで受け付けをしたものですので、問題ないと思われます。

22番委員 ご説明ありがとうございます。

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり許可と決定されました。

議長 議案第2号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐藤農地係長。

農地係長 議案書は17ページからとなります。

今回、意見を求められている案件は、賃借権の設定が12件、使用貸借による権利の設定4件と、農地売買等事業に係る案件8件の合計24件となります。

番号1から番号16までは、農地中間管理機構が貸付人から賃借権の設定などを受けると同時に、借受人に対して同じ賃借権の設定などを行う計画案となっています。

番号17から番号24は、農地売買等事業に係る案件で、農地中間管理機構が譲渡人である所有者から申請地を買入れると同時に、譲受人への売渡しを行う計画案となっています。

農地の所有者、農地所在地番につきまして、事前に確認を行っております。また、賃借権の設定等を受ける者がすべての農用地を効率的に利用し耕作の事業等を行うことを、法人については、農地所有適格法人であることを、確認しております。

ご審議よろしく願いいたします。

議長 議案第2号について、提案説明が終わりましたが、本議案につきましては、議席番号21番、岩渕壽子委員が番号4から番号6まで、番号12及び番号19に、議席番号16番、紺野弘行委員が番号14に、それぞれ関連がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、番号4から番号6まで、番号12、番号14及び番号19を除き質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり。)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採択いたします。
本案については、番号４から番号６まで、番号１２、番号１４及び番号１９を除き、計画案に異議なしと決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、議案第２号は、番号４から番号６まで、番号１２、番号１４及び番号１９を除き、計画案に異議なしと決定されました。

議長 次に、番号４から番号６まで、番号１２及び番号１９に係る農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定についてを審議いたします。当案件については、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、２１番委員の退席をお願いします。

（１０時０４分退席）

議長 番号４から番号６まで、番号１２及び番号１９の質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

「なし」の声あり。

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

「なし」の声あり。

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案の番号４から番号６まで、番号１２及び番号１９については、計画案に異議なしと決定されました。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、議案第２号の番号４から番号６まで、番号１２及び番号１９については、計画案に異議なしと決定されました。
２１番委員の退席を解除します。

（１０時０６分 着席）

議長 次に、番号１４に係る農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定についてを審議いたします。当案件については、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、１６番委員の退席をお願いします。

（１０時０６分 退席）

議長 番号１４の質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

（「なし」の声あり）

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。
本案の番号 14 については、計画案に異議なしと決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 2 号の 14 については、計画案に異議なしと決定されました。
16 番委員の退席を解除します。

(10 時 08 分 着席)

議長 議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 照井主任。

主任 議案書 22 ページとお手元の補足説明資料をご覧ください。今月の案件は 4 件です。

番号 1 は、売買により自己住宅を整備するものです。

番号 2 は、売買により建設残土置場を整備するものです。

番号 3 は、売買により宅地分譲 3 区画を整備するものです。

番号 4 は、使用貸借により携帯基地局設置工事に伴う資材置場及び通路等を整備するもので、令和 9 年 2 月 28 日までの一時転用です。

いずれも補足説明資料に記載のとおり立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当であると判断しております。

続きまして、現地確認報告をいたします。

番号 1 から番号 2 を 7 月 9 日に阿部成明委員、今野俊宏推進委員と、番号 3 から番号 4 を 7 月 8 日に家子洋子委員、鈴木忠孝推進委員と、いずれの日も事務局同行のうえ現地確認を行いました。

番号 1 から番号 2 のいずれも、農地として利用されておらず、保全管理がされていない状況でしたが、転用許可後は今回の転用事業計画に基づき、番号 1 は自己住宅、番号 2 は建設残土置場としてそれぞれ利用される予定であるため、問題がないことを確認いたしました。

番号 3 は、農地として適正に管理されておりました。

番号 4 は、草刈り等の維持管理はされているものと確認いたしました。

以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。ご審議よろしく願います。

たします。

議長 議案第3号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

（「なし」の声あり）

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり許可相当と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり許可相当と決定されました。

議長 議案第4号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

（「議長」の声あり）照井主任。

主任 議案書23ページをご覧ください。今月の案件は、8件です。

番号1は、昭和41年頃に進入路を整備して以来、宅地として利用しています。

番号2は、平成15年までに居宅及び作業所等を整備して以来、宅地として利用しています。

番号3は、平成15年頃に造成されて以来、宅地として利用しています。

番号4は、昭和57年頃に居宅と庭等を、平成11年頃に物置と側溝を整備して以来、宅地として利用しています。

番号5は、平成10年頃に居宅への進入路を整備して以来、宅地として利用しています。

番号6は、耕作不便地のため、昭和50年頃には不耕作となり、昭和60年頃には原野、山林化しています。

番号7は、平成12年に農機具置場等を整備して以来、宅地として利用しています。

番号8は、平成元年頃に進入路を整備して以来、雑種地として利用しています。

続きまして、現地確認報告をいたします。

番号1から番号2を7月9日に阿部成明委員、今野俊宏推進委員と、番号3から番号6を7月8日に家子洋子委員、鈴木忠孝推進委員と、番号7を7月8日に岩淵壽子委員、小野寺和也推進委員と、番号8を7月9日に植松郁男委員、安倍秀一推進委員と、いずれも事務局同行のうえ現地確認を行いました。

現地は全て証明願のとおり現状で、農地以外の用途で利用され、20年以上が経過しており、かつ農地に復旧は困難であることを、それぞれ確認いたしました。

以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 議案第4号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、証明願のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号は、証明願のとおり決定されました。

議 長 議案第5号、地域農業経営基盤強化促進計画に係る地図の素案の決定についてを議題とします。事務局をして議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐藤農地係長

農地係長 議案書は25ページ・目標地図の素案は別掲の資料をご覧ください。

地域計画の見直しに連動して、目標地図の素案も見直すこととされており、本議案は、目標地図の素案に関するもので、「地域農業を担う者の変更」・「農地転用を予定しており、地域計画からの除外を行うもの」が見直しの理由となります。

今回の地域計画の変更に関する今後の流れをお知らせします。

決定後、提出期限である7月31日までに市長宛に提出したのち、市農政課から農業委員会を含む関係機関・団体へ目標地図素案を含む地域計画の変更案についての意見照会がされる予定です。

その後、8月下旬にかけて意見照会結果を踏まえた内容で公告・縦覧を行い、8月末に計画を変更する予定とのことです。

今回の変更は、「地域内の農業を担う者、目標地図に位置づける者」の変更に伴って「担い手に対する農用地の集積目標」（現状・将来の集積率）が変更となりますので、「農業の将来の在り方」、「目標達成のために取るべき措置」などは変更がなく、今回決定いただく目標地図の素案の内容が市から意見照会される予定です。

なお、市からの意見照会への農業委員会としての対応ですが、前述のとおり、今回の素案に関する変更内容と変わらないことから、計画案については会長専決により回答し、8月の総会で報告させていただきますのでご了承願います。

ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 暫時休憩いたします。休憩時間は10分程度とします。

(10時19分 休憩)

(10時29分 再開)

議 長 再開いたします。

議 長 議案第5号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号は、原案のとおり決定されました。

議 長 議案第6号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐々木事務局長補佐。

局長補佐 議案書は27ページからとなっております。

農業委員会等に関する法律により、農業委員会は農地利用の最適化の推進に関する目標、方法について指針を定めることとされており、平成31年3月25日に策定したものです。それ以降、令和4年3月及び令和5年3月に改正を行ったと

ころです。

今回の改正については、目標中間年である令和8年3月の数値が確定したことから、見直しが必要となったこと、国で令和7年4月に策定した「食料・農業・農村基本計画」において、担い手への農地集積率を2030年に7割としたことに伴いまして、令和8年3月に策定した岩手県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」において、県南地域における担い手への農地集積率が令和12年に85%から令和17年には75%へと改められたこと、が主な要諦となっています。併せて、文言の修正等を行ったところでございます。

内容の詳細については、事前に配布しておりますので、朗読等は割愛いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 議案第6号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

（「なし」の声あり）

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします

本案については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号は、原案のとおり決定されました。

議長 以上をもちまして、本日の奥州市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 皆さん、ご起立願います。

議長 ご苦労様でした。

（閉会 10時33分）